

政府認証基盤システム調達計画書

(区分:最適化対象業務・システム)

特定情報システムの該当(無)

総務省行政管理局行政情報システム企画課
情報システム管理室

1. システムの全体像

政府認証基盤は、国民等と行政との間でインターネット等を利用してやり取りされる申請・届出等手続に係る電子文書について、その文書が真にその名義人によって作成され、内容に改変がないことを相互に確認できるようにするため整備されたものであり、処分権者に係る電子署名を行うために用いる電子証明書(以下「官職証明書」という。)等を発行する府省認証局(14 認証局)、府省認証局と国民等に係るものを発行する民間認証局等との間の相互認証を行うブリッジ認証局で構成され、平成 13 年 4 月から運用しているところである。

政府認証基盤については、「霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画(平成 17 年 3 月 31 日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」において、平成 20 年度までに府省認証局を廃止し、官職証明書等を一元的に発行する政府共用認証局を整備するなど認証局構成及び運用管理業務の一層の効率化を図ることとされ、総務省がシステム開発を行い、平成 21 年 1 月から運用を行なうこととしている。

(1) 業務分野 認証業務

(2) 業務内容

政府認証基盤で扱う業務は以下のとおりである。

- ① ブリッジ認証局の認証業務
 - ・ 民間認証局等との相互認証の実施。
 - ・ 証明書失効情報等を公開する認証情報公開サービスの提供。
 - ・ 電子証明書の有効性を検証する証明書検証サービスの提供。
- ② 官職認証局の認証業務
 - ・ 各府省から、霞が関 WAN を利用し証明書の発行を指示する業務。
 - ・ 行政機関等の職員が電子申請システムで署名付与等を行うために利用する官職証明書、利用者証明書の発行。
 - ・ 発行した IC カードを各府省の PC で利用可能とするソフトウェア(利用者クライアントソフト)の提供。
- ③ アプリケーション認証局の認証業務
 - ・ 各府省から、霞が関 WAN を利用し証明書の発行を指示する業務。
 - ・ 電子申請等システムにおいてサーバやプログラムの実在性等を証明するサーバ証明書及びコード署名証明書の発行。

(3) 業務の実施手順

政府認証基盤の業務概要については、別紙「政府認証基盤システム」を参照。

それぞれの業務の実施手順は以下のとおり。

業務	実施手順
相互認証	<ul style="list-style-type: none">・ ブリッジ認証局との相互認証を要望する民間認証局等から申請を受理する。・ 相互認証する際の規準である相互認証規準をもとに書類審査及び技術審査を行う。・ ブリッジ認証局の意思決定機関である行政情報システム関係課長連絡会議の了承を得る。・ 相互認証証明書を相互に発行することで相互認証を実施する。
認証情報公開サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">・ 認証情報公開システムに対し、ブリッジ認証局、政府共用認証局、府省認証局及び商業登記認証局の失効情報等の認証情報を定期的に登録する。・ 上記以外でブリッジ認証局と相互認証している民間認証局等は、相互認証実施時に失効情報等の認証情報の格納箇所(リフェラル)を登録する。・ 電子申請等システムからのオンラインでの認証情報提供要求に対し、情報を提供する。
証明書検証サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">・ 電子申請等システムからのオンラインでの証明書の有効性検証要求を受け付ける。・ 受け付けた要求に対し、認証情報公開サービスの情報等を利用し証明書の有効性を検証する。・ 検証結果を電子申請等システムへオンラインで返答する。
証明書の発行指示	<ul style="list-style-type: none">・ 電子申請等システムの利用者で電子証明書(官職証明書、利用者証明書、サーバ証明書、コード署名証明書)を必要とする各府省の職員は、各府省の府省等登録局(以下、「LRA」という。)に対し、証明書の発行依頼を行う。・ LRA は政府共用認証局から提供された LRA システムを利用し、霞が関 WAN 経由で政府共用認証局に対し証明書の発行指示を行う。・ 政府共用認証局では、受け付けた発行指示を発行

業務	実施手順
	業務に送付する。
証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書の発行要求をLRAシステムから受け付ける。 ・ 受け付けた情報をもとに証明書を発行する。 ・ 発行した証明書が証明書ファイル形式の場合は、LRA システムに送付し、LRA システムからダウンロード可能とする。 ・ 発行した証明書がICカード形式の場合は、ICカードに証明書を格納すると共に、券面に必要事項を印刷する。
利用者クライアントソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府共用認証局は、発行した IC カードを電子申請等システムの担当者が利用出来るようにする利用者クライアントソフトを提供する。 ・ 各府省の電子申請等システムの担当者は利用者クライアントソフトを PC に導入し、IC カードを利用して電子署名等を行なう。

(4) 業務の制約条件、環境条件

業務時間は、以下のとおり。

- ・ 証明書失効情報等を公開する認証情報公開サービスの提供及び、電子証明書の有効性を検証する証明書検証サービスの提供は24時間365日。
- ・ 相互認証の実施、証明書の発行申請指示、証明書の発行は開庁日の9時30分から18時30分まで。
- ・ 利用者クライアントソフトは各府省の PC で利用するもので、24時間365日利用可能。

2. 調達計画

(1) 設計・開発等を行う情報システムの方式

本調達に際しては、構築する情報システムの要件を満たすパッケージソフトウェアが既に存在しており、これを活用するほうが、一から構築するより効率的であるため、パッケージソフトウェアを活用して構築する。

(2) 設計・開発等における分離調達の内容

政府認証基盤システムの設計・開発は、構築する情報システムの要件を満たすパッケージソフトウェアが既に存在しており、これを活用するほうが、一から構築するより効率的であるため、パッケージソフトウェアを中心に構築することが適切と判断し、分離調達は行っていない。

(3) ハードウェアとソフトウェアの分離調達の内容

政府認証基盤システムのハードウェア(OS、パッケージソフトウェア等のハードウェアと不可分な既製ソフトウェアを含む。)とソフトウェア(設計・開発を行うソフトウェア)は、分離して調達を行っている。

なお、ハードウェアについては、平成 19 年度～23 年度(国庫債務負担行為を活用)にかけて日本電気株式会社、NEC リース株式会社と賃貸借の契約を行なっている。ソフトウェアの設計・開発については、平成 18 年度～19 年度(国庫債務負担行為を活用)にかけて日本電気株式会社、株式会社日立製作所及びセコムトラストシステムズ株式会社が実施している。契約額は約 4.6 億円。

(4) 設計・開発等の工程の管理に関する内容

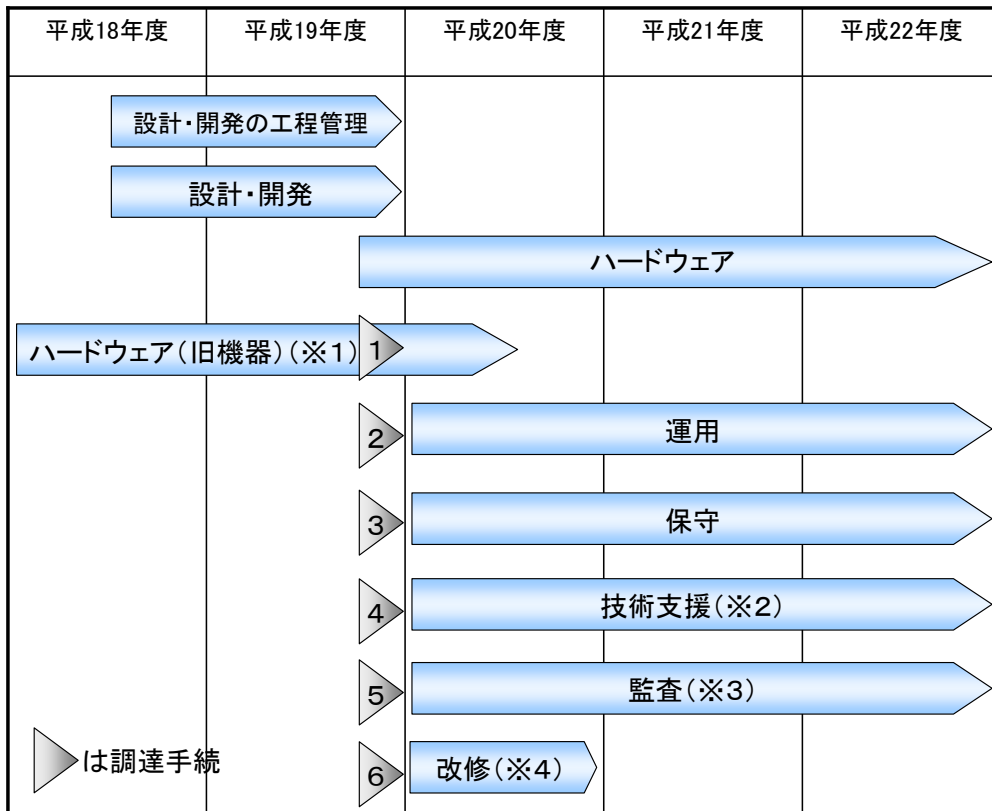
政府認証基盤システムの設計・開発等の工程管理は、平成 18 年度～19 年度(国庫債務負担行為を活用)にかけて、(社)行政情報システム研究所が実施している。契約額は約 1.8 億円。

(5) 設計・開発等、運用及び保守の分離調達の内容

設計・開発等(ソフトウェア、ハードウェア、工程管理)については、上述のとおり、すでに調達済みであり、運用と保守については、分離して調達を行うこととする。

(6) 全工程のスケジュール

政府認証基盤システムが今後予定している主な調達については、以下のとおりである。



(※1)ハードウェア(旧機器)は平成 20 年1月に新機器となる(一般競争入札にて調達済み)が、ブリッジ認証局の一部の旧機器(府省認証局に対応する機能を提供する機器)については府省認証局が廃止される平成 20 年 9 月末まで利用することとなり、当該機能の機器を平成 20 年 4 月～9 月まで賃貸借する。

(※2)政府認証基盤のより有効な利活用や信頼性の維持等に資するため、PKI(公開鍵暗号基盤)に関する事項について技術支援を外部に請負わせる。

(※3)認証業務が認証実施規程や国際標準に準拠して実施されているかについて、外部の監査人に監査を請負わせる。

(※4)各府省の PC が Windows Vista になった場合でも、証明書の発行申請等を可能とするようシステムを改修する。平成 21 年度以降の改修については未定。

【調達1 ハードウェア(旧機器)】

入札公告	官報公示	平成 20 年 1 月中旬
	適合証明提出期限	平成 20 年 3 月上旬
	落札者決定	平成 20 年 3 月中旬

【調達2 運用】

意見招請	官報公告	平成 19 年 11 月中旬
	意見提出期限	平成 19 年 12 月上旬
入札公告	官報公示	平成 20 年 1 月上旬 説明会(1 月下旬)
	提案書提出期限	平成 20 年 2 月下旬
	応札者プレゼン	平成 20 年 2 月下旬
	落札者決定	平成 20 年 3 月上旬

【調達3 保守】

入札公告	官報公示	平成 20 年 1 月中旬
	適合証明提出期限	平成 20 年 3 月上旬
	落札者決定	平成 20 年 3 月中旬

【調達4 技術支援】

入札公告	入札公示	平成 20 年 2 月中旬
	適合証明提出期限	平成 20 年 3 月上旬
	落札者決定	平成 20 年 3 月中旬

【調達5 監査】

入札公告	官報公示	平成 20 年 1 月中旬
	適合証明提出期限	平成 20 年 3 月上旬
	落札者決定	平成 20 年 3 月中旬

【調達6 改修】

入札公告	官報公示	平成 20 年 1 月中旬
	適合証明提出期限	平成 20 年 3 月上旬
	落札者決定	平成 20 年 3 月中旬

3. その他

(1) 評価方式

- ・ 80万SDR以上の案件(運用)については、一般競争入札(総合評価落札方式)とし、加算方式で実施する。
- ・ 80万SDR未満の案件(ハードウェア(旧機器)、保守、技術支援、監査及び改修)については、原則、一般競争入札(最低価格落札方式)とする。

(2) 契約形態

調達には請負契約によるものとする。

- ・ 平成 20 年度の調達(ハードウェア(旧機器)、運用、保守、技術支援、監査及び改修)については、単年度契約とする。
- ・ 平成 21 年度以降の調達については、別途検討する。

(3) 知的財産権の取扱

パッケージソフトウェアをそのまま用いる場合を除き、本システムの設計・開発工程により独自に開発した箇所についての知的財産権は調達担当課室に帰属することとする。

(4) 入札制限

調達仕様書の作成及び要件定義等の工程支援に携わった事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者については、入札に参加できない。

(5) 制約条件等

政府認証基盤のブリッジ認証局と相互認証している認証局(公的個人認証サービス等)については、継続的に適切な相互認証の状態を保持する必要がある。相互認証している認証局は以下のサイトを参照。

- ・ 官職等の電子証明書を発行する認証局：
<http://www.gpki.go.jp/cas/index.html>
- ・ 申請者の電子証明書を発行する認証局：
<http://www.gpki.go.jp/cas/ee.html>

なお、官職等の電子証明書を発行する認証局(政府共用認証局を除く)に

については、平成 20 年 9 月末までに廃止されることとなっている。

4. 妥当性証明

確認者：総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室長
柳井 弘之

5. 窓口連絡先

総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室課長補佐
中川 雅章

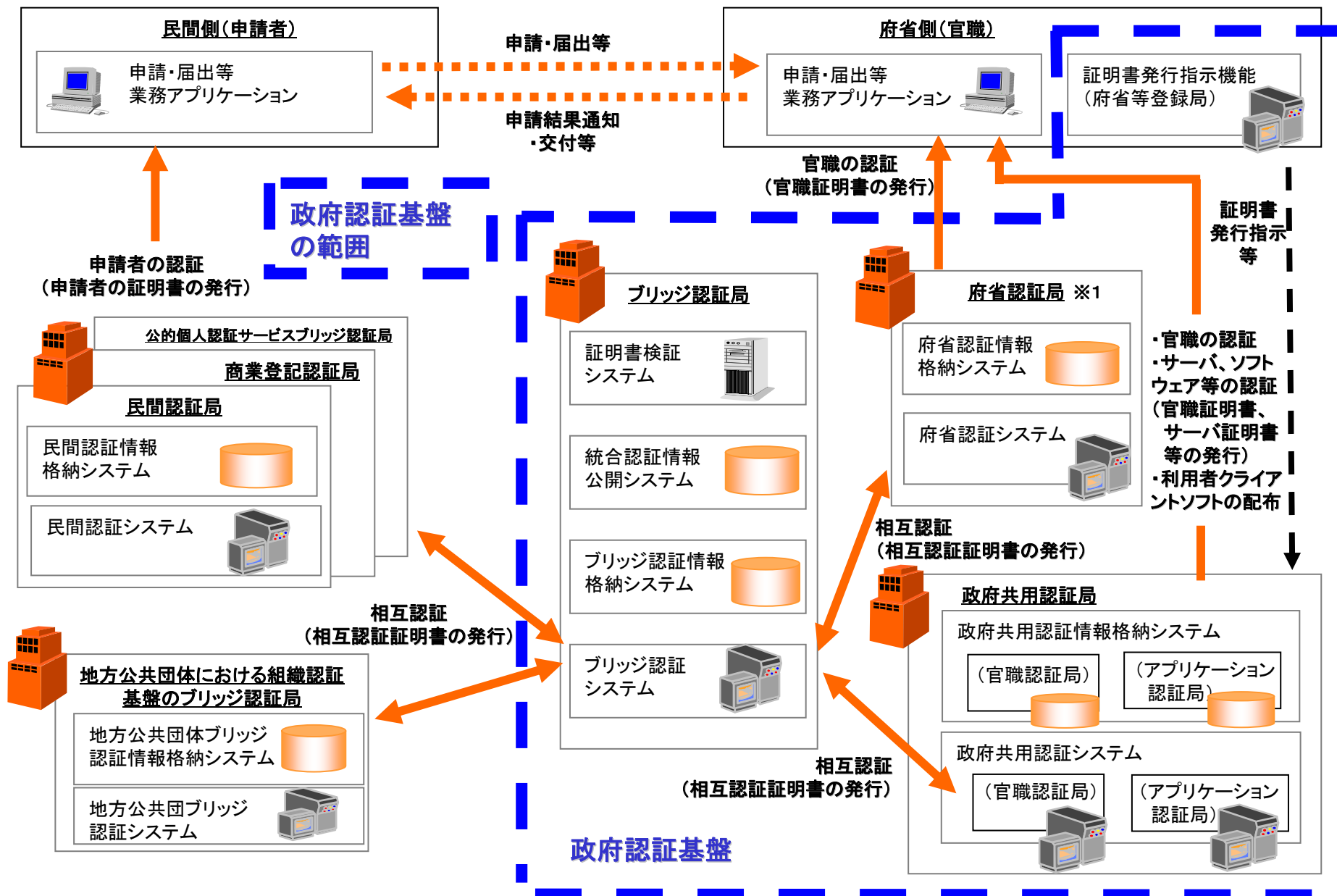
総務省行政管理局行政情報システム企画課情報システム管理室認証基盤企画
係長

久保 雅弘

電話番号：03-3265-9231

E-mail: m2.kubo@soumu.go.jp

政府認証基盤システム



※1 府省認証局の機器の管理・運用は各府省が行っている。ただし、施設は政府認証基盤の施設を利用。平成20年9月末までに廃止予定。